

## 大和高田市勤労青少年ホーム清掃業務委託契約書（付・仕様書）（案）

大和高田市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、清掃業務について、次のとおり契約を締結する。

## （総則）

第1条 甲は、次の施設の清掃業務を乙に委託する。

（1） 施設名称： 大和高田市勤労青少年ホーム

（2） 所在地： 大和高田市大字野口20番地1

2 乙は、委託された業務を善良なる管理者の注意をもって実施しなければならない。

## （業務内容）

第2条 前条の施設の清掃業務の内容は、本契約書附属の仕様書のとおりとする。

## （履行期間）

第3条 本契約の履行期間は、令和7年6月1日から令和8年3月31日までとする。

ただし、施設の休館・閉館等により、契約期間を変更する場合は、甲乙協議の上、期間を変更することとする。

## （契約金額）

第4条 本契約に基づく契約金額は、金 円（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は、別途）とする。

2 前項の契約金額の1か月当たりの金額（消費税等別途）は、月額 円とする。

## （請求及び支払）

第5条 乙は、毎月、甲により業務完了の検了を受けた後、前条第2項各号に定める月額金額を甲の指定する方法により請求するものとする。

2 甲は、前項の請求を受け、適法と認めたときは、請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

## （消費税及び地方消費税）

第6条 消費税等は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出する。

2 消費税等の算出に際して、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

## （契約内容の変更等）

第7条 一般経済情勢の変動により器具、材料、人件費等に増減を生じても業務内容及び契約金額の変更はしない。ただし、予想することができない情勢の激変等により契約金額が著しく不相当であると認められる場合は、甲乙協議し、業務内容及び契約金額を変更することができる。

2 甲の注文により乙が仕様書に定めた以外の業務を行った場合、乙は、第5条に準じて別途請求するものとする。

※第8条以下、契約書（案）①～⑦に同じ